

令和2年2月28日
日本原子力機構 敦賀廃止措置実証部門
敦賀廃止措置実証本部 廃止措置推進室

維持期間を終了した維持機能を使用する場合の取扱い等について

高速増殖原型炉もんじゅの原子炉施設の解体においては、廃止措置計画における維持期間を終了した維持機能が必要となることもあり得る。そのような機能を必要とする場合には、次のとおり確認を行う。

- 維持期間を終了した維持機能については、定期事象者検査（事業者自主検査）を実施していないが、日々の巡視点検を実施している。
- 維持期間を終了した維持機能を必要とする場合には、その維持機能の中でも必要な機能を明確にし、その明確にした機能に関する定期事業者検査を行うことにより、機能の健全性を確認する。

以 上